

(別紙)

行政処分の内容

商号又は名称	イー・エル・シー・コーポレーション	
氏名	児島幸修	
主たる営業所の所在地	姫路市南町17番地1 大安ビル2階	
登録番号	兵庫県中播磨県民局長(2)第51325号	
登録年月日	平成22年6月15日	
貸金業協会加入の有無	有	
行政処分	日付	平成23年7月8日
	内容	登録の取消し
	適用条文	貸金業法第24条の6の4第1項第2号
	主任者の関与の有無	無
	取消日前30日以内の 役員の氏名	無

行政処分の事由

事案の内容	貸金業法第24条の6の10第1項の規定に基づき業務報告書、貸金業法完全施行後の業者要件に関する報告書の提出を命じたが未提出である。また、このことについて、貸金業法第24条の6の3第1項に基づき業務改善命令処分を行ったものの改善がされていない。よって貸金業法第24条の6の4第1項第2号に該当する。
行政処分事由の判明のきっかけ	業務報告書、貸金業法完全施行後の業者要件に関する報告書が未提出であったこと。